２～10　（略）

11　業務改革推進専門官は、農産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12～14　（略）

（畜産総合推進室並びに企画官、業務改革推進専門官及び国際専門官）

第三十九条　総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、業務改革推進専門官一人及び国際専門官一人を置く。

２～４　（略）

５　業務改革推進専門官は、畜産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

６　（略）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官）

第四十六条　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

６　業務改革推進専門官は、経営局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

７・８　（略）

（調査官、企画官、業務改革推進専門官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復旧復興対策調整官）

第五十四条　総務課に、調査官三人、企画官一人、業務改革推進専門官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、監査官二人及び福島復旧復興対策調整官一人を置く。

２・３　（略）

４　業務改革推進専門官は、農村振興局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

５～９　（略）

（動物検疫所に置く部等）

第百三条　動物検疫所に、次の四部並びに調整指導官、統括検疫管理官及び感染症対策専門官それぞれ一人を置く。

総務部

企画管理部

検疫部

精密検査部

（調整指導官の職務）

第百二十二条　調整指導官は、動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課及び感染症対策専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（感染症対策専門官の職務）

第百二十三条の二　感染症対策専門官は、動物検疫の業務のうち動物由来感染症に関する業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。

２～10　（略）

（新設）

11～13　（略）

（畜産総合推進室並びに企画官及び国際専門官）

第三十九条　総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人及び国際専門官一人を置く。

２～４　（略）

（新設）

５　（略）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官）

第四十六条　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

（新設）

６・７　（略）

（調査官、企画官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復旧復興対策調整官）

第五十四条　総務課に、調査官三人、企画官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人、監査官二人及び福島復旧復興対策調整官一人を置く。

２・３　（略）

（新設）

４～８　（略）

（動物検疫所に置く部等）

第百三条　動物検疫所に、次の四部並びに調整指導官、統括検疫管理官、感染症対策専門官及びオリンピック・パラリンピック担当専門官それぞれ一人を置く。

総務部

企画管理部

検疫部

精密検査部

（調整指導官の職務）

第百二十二条　調整指導官は、動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課、感染症対策専門官及びオリンピック・パラリンピック担当専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（感染症対策専門官の職務）

第百二十三条の二　感染症対策専門官は、動物検疫の業務のうち動物由来感染症に関する業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課及びオリンピック・パラリンピック担当専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。